

第4回定例会

令和元年 9月18日開会

令和元年 9月19日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和元年第4回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年9月18日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 7号 議員研修会の参加について
- 第 5 意見案第 6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（案）の提出について
- 第 6 意見案第 7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（案）の提出について
- 第 7 意見案第 8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 第 8 一 般 質 問
- 第 9 議案第31号 小清水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第32号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第33号 小清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第34号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第35号 令和元年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第36号 令和元年度小清水町介護保険別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第37号 倉栄第1橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結について
- 第16 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 第17 認定第 1号 平成30年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	金原武浩君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	畔木雅之君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	服部隆文君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和元年第4回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

4番 森 浩 議員 7番 佐藤 智 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。はい、4番。

○議会運営委員長（森浩君）4番でございます。議会運営委員会の審査報告をいたします。

第4回定例会を開催するに当たりまして、去る9月2日、同13日、議会運営委員会を開き、本日開催の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者4名6件と、配付しております議事日程のとおりであります。

また、本会期中の決算審査特別委員会の開催も予定されております。

以上、提案議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期は、本日9月18日から9月20日までの3日間とすることが妥当であると判断いたしました。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期3日間であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日から9月20日までの3日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員からの例月出納検査報告書を受理したので、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

早くも9月半ばを迎えまして、朝夕の涼しさとともに秋の訪れを感じる季節となってまいりました。春先の記録的な暴風によって、農作物の被害が心配されていたところではありますが、その後は天候にも恵ま

れ、先行きよい収穫作業が本格的に始まり、このまま実り多い出来秋となることに期待を寄せるところでございます。

また、本年度計画いたしました各事業も順調に進捗しており、議員各位を初め町民の皆様の町政運営に対する深い御理解と御協力に対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

そうした本日、令和元年第4回定例町議会を招集させていただきましたところ、公私とも何かと御多用の中、全員の御応召を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案いたします案件でございますが、条例関係では、幼児教育と保育の無償化に対応する関係条例の改正など、法律及び政令等の改正に対応する条例改正4件、補正予算は、令和元年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算2件、契約の締結は、倉栄第1橋長寿命化架替工事1件、同意案件では、教育委員会委員の任命1件のほか、平成30年度各会計の決算認定についてでございます。

以上、9件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げまして、定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をごらん願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

4ページの右側上段、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、ごらんください。

まず、総体的な状況でございますが、本年のまきつけ時期は、温暖な気候により順調な生育でございましたが、5月の強風により、まき直した作物の生育がおくれるも、7月から8月中旬までの高温もあり、総体的には例年よりもかなり早い生育で推移しているところであります。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に成育概況欄の上段が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した上段を小清水町の数値、下段を所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましては支所の平年値でございます。

秋まき小麦、春まき小麦は既に収穫を終え、乾麦収量は、きたほなみが反当たり14.2俵、春よ恋は10.9俵といずれも平年を上回る結果となっており、特に秋まき小麦は収穫前の好天にも恵まれ、良質な小麦であると聞いております。

現在、収穫作業が行われておりますバレイショは、平年に比べ大幅に早い生育で、JAこしみずの坪堀調査によりますと、収量、ライマンともに平年を上回る結果となっております。

てん菜は、平年より5日早い生育ではありますが、これまでの低温などにより、根部の肥大はやや緩慢な生育となっておりますが、今月に実施されたホクレン原料所の調査によりますと、収量、糖分とも平年を上回る結果となっております。

大豆でございますが、生育は5日早く、てん菜同様、これまでの低温などにより、生育はやや停滞しているほか、タマネギの収穫は平年よりも7日早く始まり、飼料作物のトウモロコシは8日早い生育、牧草の収穫は平年と同時期の収穫作業となっております。

以上のような調査結果から、全体的に生育は早まっている状況となっておりますが、今後の収穫作業に当たり、農作業の皆様を初め関係者一丸となり、天候に対する適切な対応と防除対策や排水対策など適切な圃場管理の徹底を図り、豊穰の秋を迎えるとともに、無事に本年の農作業が終えることを願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎発議第7号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、発議第7号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

10月18日、津別町で開催される北網ブロック町議会議員研修会に、議員全員で参加することとしたいと思っております。

お諮りいたします。

これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎意見案第6号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、意見案第6号、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) はい、6番。ただいま上程されました意見案第6号について説明いたします。

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書(案)。

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保対策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算した。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いている。慢性疲労を初めとした健康不安の訴えも多いのが現状である。切迫流産や流産も比較的多く、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなっている。このような勤務環境で働く看護師は、仕事をやめたいと感じながら働いている割合も多く、やめたいと思う理由についても「人手不足で仕事がつい」「賃金が安い」という者が多い状態である。低賃金、加重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の一つには、同じライセンスでありながら、働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できる。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に対する評価が公正にされるべきだが、地域間格差が大き過ぎて看護師の賃金水準が引き上げられず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしている。医療施設等の安全安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は、国の責任で行われるべきである。以上の実態を踏まえ、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要である。

以上の趣旨から、以下の事項について要望する。

記

1、看護師の賃金の底上げをはかり、安全安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金(特定最低賃金)を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

慎重審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第7号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま上程されました意見案第7号について説明いたします。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（案）。

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。介護施設の労働者の賃金が、全産業労働者の賃金より約10万円も低い状況である。介護の仕事をやめたいと考えたことがある人も多く、やめたい理由も「賃金が安い」「仕事が忙しすぎる」「体力が続かない」という意見が多数聞かれている。また、「十分なサービスができていない」と話す介護事業所も多く、その理由として、「人員が少なく業務が過密」という実態があるのが現状となっている。低賃金・過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。

本来、介護施設等の安全安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇確保は国の責任で行われるべきである。しかし、現実には、職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしている。

以上の実態を踏まえ、介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要である。

以上の趣旨から、以下の事項について要望する。

記

1、介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

慎重審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第8号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま上程されました意見案第8号について説明いたします。

この案件につきましては、昨年も提出しているところでございます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面

的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

以下、3項目については前年と同じでありますので、お目通しのほどをお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に願います。

初めに、6番、工藤孝一議員。はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君） はい、6番。質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

今月の8日、9日、10日、日、月、火曜日と、9月にしては、まれな真夏日を3日間記録した経過にあります。地域の小学校の父兄からは、小清水小学校にクーラー、冷房装置がついてよかったと、本当にありがとうという言葉がかけられました。ちなみに、今年度、ほかのある町村では採択されず、1台もクーラーがつかない町村もあるやに聞いております。そういった意味では、子供たちが、非常にいい環境でこの9月の真夏日の授業も過ごせたことに対しまして、お礼を冒頭申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、さきに通告しています一般質問3点について質問させていただきます。

まず、1点目ですが、役場職員の有給休暇の取得についてであります。

働き方改革の一環で、休むことに注目が集まっています。しかし、多様化する行政サービス、職員削減の中で、休むこと自体が厳しい職員が多いのではないのでしょうか。本町役場職員の有給休暇取得率は19%台となっており、取得率の向上を目指すべきと考えますが、町長の御所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

現在、政府が推進しております働き方改革につきましては、本年4月に関連法が施行されておりまして、企業においては5日間の有給休暇取得が義務化されております。この働く環境の改善は公務員にとりましても重要な課題であると認識しておりますし、国からも地方公務員に対し同様の取り扱いを求めているところでございます。

御指摘の本町職員の有給休暇取得率は、平成30年度において平均で19.4%でございまして、これを日数にいたしますと7.2日となるものでございます。働き方改革で義務化された5日は上回っておりますが、決して多い数字ではなく、また個々の職員では5日に満たない者もおりますことから、こうした職員の心身の健康維持も懸念されるところでございます。

現在、本町では、働き方改革の大きな柱である時間外勤務の削減に向けて取り組みを進めておりますが、あわせて有給休暇の取得につきましても、適正な職員配置や事務分掌の見直しによる労働環境の改善・向上の一環として、必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま町長のほうからありましたが、平均5日も休んでいない職員もおられるということでもあります。休みにくさという問題があると思うんですが、昨年2018年、厚生労働省が、平均有給休暇取得率の総合調査をしています。この数字では、全国的には平均で51.1%という数字が出ております。

やはり、この有給休暇をとり残す理由としては、大きくは3点が言えると思います。1つは、休むと、職場の他の職員の方に迷惑をかけるというそういう思いですね。2つ目には、休みの間、仕事を引き継いでくれる人がいない、3つ目には、職場の周囲の人がとらないので、年休がとりにくいなどの理由だと思います。

勤勉に働くことで、管理職や同僚に認めてもらいたいとか期待に応えたいという、そういう気持ちですね。それが高じて、今、町長がおっしゃいました過労や心身のストレス、不調をもたらしているケースが出てくると思います。しっかりと自分の役割を果たし成果を上げていけば、頑張っている姿、勤勉さを殊さらアピールする必要はないはずだと感じています。

特に公務員の方々は、ふだん、仕事上で接する人の範囲が非常に限られていて、外の世界に接する機会も乏しい場合が少なくない。それだけに一層、休暇をとって、外部の人や空気に触れることが非常に大切だと思います。

とりわけ、管理職の方々の場合、職員の部下の休暇取得を促すためにも、皆さん方みずから休暇をとることが求められているのではないのでしょうか。

さらに、管理職が休暇をとれば、部下の方々は管理職の仕事を体験できる、そういった場合、モチベーションが上がることでしょうし、一人一人の職員の成長にもつながると思います。管理職は休まず働くのではなくて、休むのも仕事のうちという発想に切りかえていく必要があると思います。再度、町長の御答弁をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えさせていただきます。

有給休暇もそうではありますが、やはり時間外の削減についても、すごく大きな課題であるというふうには認識しております。これにつきましては、常々、事務事業の見直しであるとか、組織・機構の見直しであるとか、やはり議員もおっしゃったとおり、取得しやすい環境づくりというのが重要であるというふうには考えてございます。

また、7月、8月、9月には3日間の夏季休暇もあるわけでありまして、正直申し上げて、夏季休暇も満足にとれていない職員もおるのではないかとこのふうには認識しております。

これにつきましては、仕事と家庭・生活、これオン・オフは必ず必要なわけでありまして、特に職場環境を、取得しやすい環境づくり、議員もおっしゃられたように管理職員が中心となって、その課の職員の者を、取得に向けて努力をしていくということについては、積極的に取り組みをしていきたいというふ

うに考えてございますし、加えまして、時間外につきましても、なかなか人員が限られた中で、業務も国からの制度改正等々の対応は、非常に多いというふうには認識しておりますが、だからといって、今後、人口減少が見込める中で職員数をどんどんふやすというわけにはいかないと思いますので、その辺、組織的なものも見直しも含めて検討をしながら、国が進めている働き方改革については、私ども自治体は積極的に取り組まなきゃいけないというふうに考えてございますので、職員とまた相談をしながら取り進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。時間外の問題もあるということも含めて、取り組んで相談していきたいということでもあります。

本町の役場の中では各課ごとに専門性がある、その課の担当のその人でないとこなせない仕事も多いと思います。そのこと自体が、休みにくい理由の一つにもなっているのではないのでしょうか。それを前提に考えた場合、休暇の取得にあつては、あらかじめ関係者と仕事の調整をしておくことなど、自分からそういう調整すればやりくりがしやすいのではないかなというふうにも考えます。そのことを一つ最後に指摘しまして、一般質問の2番目に移らさせていただきます。

2番目に移ります。役場地域担当職員制度についてであります。

日々、町民の生活と福祉向上のために努力されている職員の方々に対しまして、今まで以上に町民と顔の見える関係を築き、町民目線に立ち、町民を励まし続ける取り組みとして地域担当職員制度を設けるべきと思いますが、町長の御所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

地域担当職員制度につきましては、平成26年第6回定例町議会の際にも同様の御質問をいただき、今後において自治会連合会などから多くの要望があった場合には、再度検討をさせていただく旨の回答をさせていただいております。

その後、私の町長就任時にも、自治会とも協議をいただいた経過がございますが、なかなか要望がないことから実施をしていない状況にあることを、本年3月の定例町議会の際にもお話をさせていただいたところでございます。

私は、町政執行方針に示しておりますとおり、「地域の絆」を再生し、地域コミュニティの活性化を図ることを重点課題としており、その第一歩として、現在、地域自主防災組織の構築支援を自治会連合会と連携して取り組んでいるところでございます。

現在のところ、正式に立ち上がった組織はまだ1団体ではありますが、先日開催された連合自治会役員会において、取り組みへの具体的な手法などについて担当より説明を行ったと聞いております。

今後も、自治会連合会などより要望をいただいた際には、地域と行政のパイプ役として、地域担当職員制度の実施について検討したいと考えてはおりますが、まずは、現在取り組んでいる自治会を単位とした地域自主防災組織の構築に向けて、議員の皆様を初め町民の皆様の御協力をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。今、町長のほうから、平成26年ですか、一度、そういう自治会連合会にも相談申し上げたということでもあります。

要望がない中では取り組めないというのはわかります。しかし、役場行政職員と町民との、現場を離れたというか、役場を離れた場所で、さまざま、そこの方々とやりとりをする会議は、いろんな業種の違う方々、分野の違う方々とのさまざまな話し合いを通じて、それぞれの地域で、直接、顔の見える関係が生まれる、そういうやりとりになるというふうに思います。

いざとなれば、連携協力して助け合える、文字どおり地域防災組織だと思うんですが、連携協力して助け合える信頼関係の醸成に休日の時間をも充てることにより、公私ともに得られる効果は決して少なくな

と思います。むしろ、職員の方々にとっては、時間の先行投資になるというふうには私は感じます。そういう意味では、ぜひとも実現していただきたい一つの大きな取り組みだというふうには考えております。再度、答弁いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） はい、お答えいたします。

私も、町長に就任当時、やはり地域担当職員制度についてはぜひやってみたいというふうには考えてございました。その中で、いろいろ自治会さんとも協議をした中では、なかなか要望がないというのが先ほど申し上げたとおりの状況でございます。

ただ、職員も、なかなか住民の皆さんとお話をする機会もないということでございます。仕事以外にはですね。自治会活動についても積極的にかかわるようというふうなお話はしておりますけれども、広く全体的にはなかなかそういう機会はないのかなというふうには考えているところであります。まさに町民とのかかわり、連携というのは必要だという認識は全く同じでございます。

しかし、近隣市町につきましても、この地域担当制度について導入している市町がありまして、その状況も確認はしておりますけれども、やった方がいいが、もう既に廃止をしているであるとか、当初の目的とは違って、単純に葬儀の手伝いであるとか、何かイベントの手伝いだとか、ちょっと違う方向に行っているというような状況が多いようであります。

趣旨としては、そのようなことでは、それも重要なことだとは思いますが、地域の方と一緒にまちづくりをしていくという部分からいいますと重要だと思っておりますけれども、私としては、やはり重要なのは行政と地域のパイプ役というのが一番だというふうには思っておりますので、これについては、私の考えとしては、今後も必要であるという認識は変わってはおきませんので、自治会連合会さんも含めまして、協議検討を進めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君） はい、6番。今、町長、引き続きこの取り組みについては行政と地域とのパイプ役だということをおっしゃいました。

文字どおり、私も、今、本町は、次の総合計画の策定や、まち・ひと・しごと小清水町総合戦略の策定や、こういったまちづくりに寄与することを指摘して、この質問を終わります。

次の質問に移らさせていただきます。

3点目に移ります。住宅リフォーム助成事業についてであります。

平成22年度から28年度までの7年間で380世帯が活用した住宅リフォーム助成事業を第2次として再開すべきだと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

御質問の「住宅リフォーム助成事業」ですが、住宅の改修等に要する費用の一部を補助することによりまして、住環境の向上に資することはもとより、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的として、平成22年に小清水町地域経済活性化事業費補助交付要綱を設けまして、3カ年の期限により補助金の交付を行ってまいりました。その後、事業者等の要望を受け、4年間、事業を延長し、この間380世帯、1億97万4千円の補助を行い、事業を完了したところであります。

御質問の再開すべきとのことですが、地域経済の活性化を図る観点からの事業としましては、1億円の補助事業による施工業者数25件となっておりますが、一定の効果があつたものと認識をし、本事業にかかわる地域経済対策として、魅力ある店舗づくりを支援する「商業起業化支援・活性化事業」を平成27年10月に創設したところであります。

また、本年4月からは、町内の活用可能な空き家を改修する費用の一部を補助する「空き家バンク登録住宅改修補助」を推進しているところであります。

このことから、住宅リフォーム助成事業と同様の内容による実施は検討しておりませんが、今後、経済対策を含めまして地域ニーズに合った事業検討が必要と判断した場合には、関係機関とも協議の上、検討する考えにありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。先週の9月12日、商工会と我々議会とで懇談会が開催されました。3件の要望がなされました。1点目は住宅リフォーム等助成事業の復活です。2点目、起業化活性化事業助成制度の延長、3点目には庁舎建設に係る要望事項、以上の点について懇談がありました。

きょうは、私のほうからは住宅リフォーム助成制度ということで取り上げましたので、要望の1点目があります地域経済活性化事業の住宅リフォーム助成制度事業、この件は議論の中でも、やはり高齢化が進む中で、一戸建て住宅のバリアフリー化やトイレの改修など、今後ますますそういった要望は高まるだろうという御意見や、建設業者の方からは、当日は欠席されていましたが、お聞きしましたところぜひ再開していただきたいと思っていると、町民からも、リフォーム助成、そういう補助制度はもうないのかいという要望も多々聞かれますということもおっしゃっていました。

あわせて、懇談の中では、今までとは視点を変えて、新たな活性化を、また中身をかえて再開すべきという、懇談の中では御意見もありました。このことは、今、町長が答弁された後段の、今後相談しながらということにもつながろうかと思いますが、こういった活性化事業の中身、どのような具体的施策を展開するか。これは、例えば中小企業の振興協議会といったような議論をする場所を設けることによって、地域経済の活性化をどのような形で進めていけるか、特に循環型の地域経済をどのように構築するかを考えていく、協議する場所が必要に感じました。

この点について、協議する場所を設けて進めてはどうかという点であります。再度答弁を求めたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

住宅リフォーム助成事業につきましては、先ほど申し上げた商業起業化支援・活性化事業、本年度で終わりますので、その辺の要望については、正式には受けておりませんが、商工会さんのほうからお話というのは聞いたことはございまして、復活と、または起業化については延長というふうなことも、実は、お話は聞いておりました。

商業起業化支援・活性化事業のほうについては、1件当たり限度額200万円まで補助をさせていただいて、新たな企業を起こしていただいて経済を活性化させるという事業であります。これについては、現段階においては、若干取り扱いを変えながら、継続はしたいというふうには考えてございます。

これについては、今まで、27年から4年間で17件、本年度も活用されていますので、おおむね20件弱程度の活用はございましたので、新たな企業、お店屋さんもできております。これについては、まだまださらに延長すれば効果は出るというふうに判断しておりますので、若干の事業内容の変更については、よりよい、使いやすい施設にはしていきたいというふうに考えてございますが、まずこれについては延長する方向で今検討を始めている状況でございます。

戻りまして、住宅リフォーム助成事業の関係でございますが、この要件が町内住宅関連業者が工事を行うことということ、30万円を限度として、それについては商品券で交付をすること、それによって、その商品券で経済対策を行うという形であります。なので、この事業を、要は生活環境の向上なのか、経済の活性化なのかと、ちょっとどちらなんだろうという部分がある事業であります。基本的には地域経済の活性化という事業で私としては捉えているところでございます。

私も職員時代に担当していたことがあります。いわゆる町内の住宅関連業者さん、先ほど25件程度の業者さんがやられたということですが、今現在は3分の1、8件程度、もう事業はやっていないと、廃業されているという現状がございまして。当時から、住宅リフォームをお願いしてもやってくれる業者さんがいないというようなことですね、町内には町内業者さんは忙しいであるとか、住民のニーズとしては、町外の業者さんではだめなのかというようなことも数多くお声はいただいたところでございます。

また、これは現実的に多数ありましたけれども、商品券ではなくて、現金でくれないのかということですね。

ただ、この事業自体は地域経済の活性化ですから、やはり商品券であるとか、町内事業者に限定するというふうなことは間違っていないと思いますけれども、ただ、このまま継続、復活をできるのかどうかという考え方であります。

で、バリアフリー等々の、先ほどお話がありましたけれども、同様の施策については、介護事業なり、ほかの事業でもあるわけでありまして、1回目の答弁でもお話し申し上げたとおり、空き家等の対策についても、改修的な助成もしてきているわけですね。そのようなことから、新たに復活させるためには、いろいろなほかの事業とのかかわりもあるものですから、ここについては時間をかけて見直す必要があるだろうというふうに考えてございます。

ですので、商工会さんと議会議員さんとの、懇談会の中でも再開の要望があったということでもありますので、そこは町のほうにも恐らく要望は来るだろうというふうには考えてございますけれども、そこについてはやらないということではなくて、有効な施策として、ほかの今やっている施策も含めて見直すものは見直し、再開をしたいというふうに考えてございますので、そこにつきましては時間をいただきながら検討していきたい、商工会さんを中心に検討をしていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、2番、鬼塚茂議員。はい、2番。

○2番（鬼塚茂君）はい、2番。私からは鳥獣被害の対策について、近年、一向に減らない鳥獣被害についてお尋ねいたします。

エゾシカ、キツネ、ウサギ、ハト、カラス、ヒグマ等による農作物の被害が一向になくなりません。町内の作物被害が、平成23年には1千万円前後の被害でしたが、平成30年には3千万円を超える被害額に及んでいます。特にエゾシカの被害割合が77%を超えております。

振興局別の内訳としては、エゾシカの推定生息数によるオホーツクが2万6千頭から7万2千頭とされており、その対策で鹿柵があり、平成11年から13年まで設置され、その間、平成24年から平成25年に支柱の補強、かさ上げを行っており、さらに猟友会による駆除等がありますが、鹿柵は設置して20年たつのを踏まえ、さらなる延長更新、早期の鹿の駆除と被害がなくなる現実、どうお考えなのか御意見を伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

エゾシカなどの野生鳥獣による農作物被害は、本町にとどまらず、北海道全体の課題であり、農業者が意欲を持って農業を続けていく上で、その対策は極めて重要であると考えております。

このため、本町では、これまで議員がおっしゃったとおり、平成11年から13年の3カ年間で、鳥獣被害対策の一環として侵入防止柵を延長43.4キロメートルにわたり設置をいたしまして、24年、25年には支柱の補強とかさ上げを行ったところであります。

また、有害鳥獣の駆除に関する条例に基づき、駆除に従事いただいた方に対して奨励金を支給させていただき、被害減少に向けて取り組んできております。

しかし、本町における平成30年度の被害総額は4,150万円、うちエゾシカによる被害が約78%と最も多く、3,240万円ほどの被害が発生しております。

また、北海道全体では、29年度分の被害調査結果によると、被害総額が47億円で、うちエゾシカによる被害が約3.9億円、全体の約8割を占めており、これまでには雌鹿捕獲数制限の撤廃などの対策を講じたことで、東部地域における平成24年度以降の個体数指数は減少したと推定されておりますが、基準年である平成5年の個体数指数を100とした場合に比べ、平成30年10月時点の個体数指数は120となっていることから、依然として高い水準で推移している状況であります。

このような中、御質問にある鹿柵の延長更新でございますが、新たに事業を行うには、斜里郡3町を初

めとした広域的な整備計画との整合性を図ることが重要でありますので、関係機関での課題共有を図り検討してまいりたいと思いますが、まずは少しでも被害を減少させるためには、既存柵の門扉のすき間を初め、ヒグマあるいは倒木や積雪などによる損壊箇所の修復を確実に行之、侵入を防ぐことが先決と考えております。

また、早期駆除に関しましては、現状では猟友会、小清水支部の皆様にご協力いただいている状況ではありますが、オホーツク管内の支部では最も少ない会員数となっており、本町における狩猟者不足は喫緊の課題とも認識しておりますので、担い手確保はもとより、狩猟者の労力軽減に向けた対策を検討してまいりたいと考えております。

今後とも、猟友会を初めJAや関係機関連携のもと、野生鳥獣による農作物への被害軽減対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）2番。鹿の生態については恐るべきものがありまして、駆除等、毎年、ここ数年、10万頭を超える全道の駆除の実績があります。

ただ、本町におかれましても、鹿柵等鳥獣害対策をしているわけですが、なかなか追いつかない現状にあります。鹿柵については現状の設置を維持していかなければならないと考えておりますが、鹿柵を隣接している農家の皆さんは、常に維持管理を行い、個人負担による電柵も設置し行っているところですが、ふえ続ける被害が限りなくゼロに近づけるよう、今後も協議検討していただきたいと思います。さらに答弁を求めたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

まず、鹿柵の関係でございますが、その維持管理につきましては、鹿侵入策防止柵設置協議会というのがございまして、農地・水・環境保全の中で、維持管理の経費についても、そこから、いろいろ被害があった分については修理をしているというふうにお聞きをしております。なかなか、その中での予算組みができないというようなことも、お聞きをしております。鹿の被害があるところだけの費用負担でいいのかどうかということですね。小清水町農業全体としてどう考えるのかという部分も、すごく大きなことかなというふうに考えています。

一例を申し上げますが、水は高いところから低いところへ流れると。ですので、下の低いところの人だけが水害への対策をせにやいけないのかと、水は上から来るんだぞ、そういういろんな話もございまして。

この鹿についても、まさに出るところの農家さんだけが対策をせにやいけないのかというようなこともあるのかなというふうにございまして、そこについてはJAさん、関係機関とともに、やはり農業者皆様の御理解をいただきながら、しっかりと、あるものについては管理をしていくということが第一だというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、猟友会の関係でございますが、管内では一番少ないということでもあります。その半数の方しか、鹿を現実的には撃って駆除いただけていないという状況がございまして。

これにつきましては、やはり自己防衛的な部分もあろうかと思っておりますけれども、今担当のほうに指示をしておりますけれども、本町で4千万円ほどの被害額となりますと、これ大きな話になりますので、鹿柵は鹿柵でしっかり維持管理をしていくというのが一つですね。猟友会、その担い手については何らかの助成制度を考えながら、その担い手をふやしていくというような体制づくり、そういうことも猟友会の皆様と御協力をしながらつくって、何とか取り組んでいきたいというふうに考えてございまして。

いずれにしましても、冒頭申し上げましたとおり、これは広域的な取り組みであるというふうにご認識をしておりますので、斜里郡3町、オホーツク管内含めて、常々問題提起をしながら、全体的な対応策について検討してまいりたいというふうにご考えてございまして。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）2番。鹿の害というのはなかなか減らないので、農家といたしましても悩みが尽きな

いと。限りなくゼロに近づけるように、今後も御協議いただきたいと思ひますし、私もそれなりにこの件につきましては考えていかなければならないと思ひております。

議長、これで終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて、鬼塚茂議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。廃プラ類の処理について、これをお聞きしたいと思ひます。

農業、酪農業において、年々、廃プラ、廃ビニール等が増加し、業者に処分をしていただひていますが、今後続けられるか不安な面が見えてまいりましたので、本町または広域市町村でダイオキシン等を出さない焼却施設など、将来展望などはないかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

産業廃棄物となります農業用廃プラスチックにつきましては、農業者みずからが適正に処理をすることが廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務づけられている中、本町の場合、JAを通じまして一括して処理業者へ処理を委託していると伺ひております。

産業廃棄物につきましては、本町の一般廃棄物最終処分場では受け入れできないものとして、北海道より造成計画の承認を受けております。

また、道の策定いたしましたごみ処理の広域化計画によりまして、今後、処理施設の更新の際には広域処理を前提として進めることとなっております。本町は斜里、清里の斜里郡3町での協議が必要であり、各町の現有施設を見ても、新たに焼却施設の設置は困難な状況でございます。

また、産業廃棄物に係る運搬処分に係る業務につきましては、道より許可を受けた民間事業者が管内でも多数営業しており、現状の法制度のもとでは、質問にある処理施設を整備することは考えておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。今の現状で、このまま廃プラの行方がどうも不透明な面もあり、ちょっと聞いたところによると焼却の施設等も、今はフィルターとかいろいろ安い物でつくれる環境が出てきているよってという情報もあったので、そういう面もちょっとずつ調べながら、そうすれば農家も一般町民の方も廃プラ等の処理の仕方が変わってくるのかなと思ひていますが、その辺の考えを少しだけお伺ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

廃プラ類の今後の処理対策についての御質問であるというふうに認識をしておりますが、本年5月20日に環境省より報道発表されました外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響等に関する調査結果によりますと、御指摘のとおり、平成29年末より、中華人民共和国におきまして実施されている使用済みプラスチック等の輸入禁止措置等の影響によりまして、国内産業廃棄物処理施設の処理能力の逼迫状況は悪化傾向にあるとされておひまして、北海道を除く全ての地域において保管量が増加した状況にあるとのアンケート結果も報告をされております。

このように、今後の廃プラスチック処分に關して不安な要素があることが報告されておりますが、いずれにいたしましても、本町の基幹産業である農業生産の中で発生をする廃棄物につきましては、農業者の皆様も減量に努めていただくとともに、発生した廃棄物を法律に基づき適正な処理を実施していただひたいと思ひますが、町といたしましても、これらの全国的な課題を解決すべく、展開される国の対策と法律に従ひまして、産業廃棄物処理に関する指導監督機関である北海道及び関係機関と連携し、協力して問題解決に取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、本町の一般廃棄物最終処分場でございますが、実は本年が埋立容量がいっぱいになるというふうな計画でございましたけれども、住民の皆様のお理解御協力をいただひまして、さらに約10年間延長が

できる形になってございます。今の状況では令和年10年度まで利用が可能であるというふうな形になってございまして、大変感謝を申し上げたいというふうに考えてございます。

本年、令和元年でございまして。令和10年まで、あと9年ほどあるかなと思います。冒頭申し上げましたとおり、広域的な処理が必要になってくるものでございまして、9年といっても、令和10年って、すぐやってまいりますので、斜里郡3町と協議をしながら、廃プラの処理も含めて、どうあるべきかを今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、4番、森浩議員。はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい、4番。空き家対策の関係についてお尋ねいたしたいと思います。

本年の3年に空き家対策計画書の策定をされております。以来6カ月を過ぎておりますけれども、この策定には、町の遅々として進まない空き家対策が、どのように解決したらいいかという抜本的な解決策を、この空き家等対策推進に関する特別措置法で書いておられます。これで法的根拠が整備されたわけなんですけれども、当町の危険家屋、危ない家に対する今日までの取り組み状況をお聞かせください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

空き家等の対策につきましては、議員御承知のとおり、昨年、空き家の実態調査及び所有者へのアンケート調査を行いまして、その結果を踏まえ、本年3月に空き家等対策計画を策定したところでございます。

この計画の中では、空き家の利活用の推進方策として空き家バンク制度、空き家バンク登録住宅の改修補助制度、危険家屋などの解体促進施策として解体促進補助制度を創設して、本年4月より実施しているところであります。

これまで、町公報及びホームページで周知を図る中、空き家バンク制度では登録住宅改修補助制度につきましては、現在1件の登録、空き家等解体促進補助制度でも1件の申請があった状況であります。

危険家屋に対する取り組み状況ですが、近日中に空き家等対策協議会の開催を予定しておりまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家に認定する基準について協議をすることとしており、この基準により対象となり得る住宅につきましては、相談や指導など所有者へ適切な管理の働きかけを行うとともに、解体以外に解決の方法がないケースに対しましては、空き家等解体促進補助制度の運用によって、まずは所有者自身の自発的な解体を促してまいりたいと考えております。

空き家対策の登録制度、改修・解体補助制度には複数の相談が寄せられるようになってきてはおりますが、本町には170戸ほどの空き家が確認されております。今後もふえることが予想されておりますことから、各課連携のもと、空き家情報の把握と現地確認を行い、特定空き家につきましては実態に即した対応、利活用可能な空き家につきましては空き家バンクの推進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい、4番。町内での危険な家屋、小清水町空き家等対策計画書によると11件ほどの危ない家屋がありますけれども、これらの解体するなり、または持ち主との交渉のやりとりはどうなっておりますか。それ、もうこれは相当前から、危ないところはずっと危なく推移してきたという経緯があります。これが、まだ今日までも方策が決まっていないというようなことが、ちょっと許されるのかなというふうに思うわけなんです。

例えば町の中のそういう危ないところも、歩道にごみが出ていたり、また枝が歩道まで出ているというような状況があるわけなんです。これらについて、もう少し自治会と相談をしながら、何とか整理をしたらどうかというふうに思うわけなんです。そういう面はどうでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

特に危険な、いわゆる特定空き家の関係でございますけれども、近日中にその対策協議会を開きまして、その判定の基準等と、その対応策について検討をしております予定でございます。

その対応については、助言、指導、勧告、命令、行政代執行と、行政が壊しますと、最終的にはそこまてになるのかなと思いますけれども、それらの基準づくりをこれから明確にしていくということでございます。危ない住宅については、町なかにもありますし、郊外にもあるかなと思いますけれども、そこについては、危険状態になった場合については所有者のほうにそれぞれ、現段階においてはお話をさせていただいております。

ただ、これについては、その方の財産でありますので、なかなかその辺が難しいと取り扱いなのかなと思いますが、確かに自治会さんの御協力もいただけるのであれば、当然自治会さんの御協力もいただいたほうが、行政が言うよか、自治会さんのほうで、いろいろ取り進めていただくほうがうまくいく場合もあるのかなと思いますけれども。

まずは、近日中に開催をいたしますけれども、その対策協議会を開いた中で、その判定基準を明確にし、その協議会の意見を伺いながら対応策については、検討してまいりたいと思っておりますし、それができた時点ですと、これ危険な状況があるところは私も十分認識をしております。何か事故があってからでは遅いというふうには思っておりますので、せつかくこの計画をつくったわけですので、しっかり対応していきたいというふうに考えてございますので御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい、4番。ちょっと提案をしておきたいと思えます。

確かに今の危険な家だとか、もしくは空き家になっているところは、持ち主がわかっていないわけなんです。財産相続っていうような形で引き継いでいるわけでもないし、お年寄りの名義でずっとあるんじゃないかなというふうに思えます。

それで、この対策計画の中にも、いろいろな役員の配置はするわけなんですけれども、相談員という方、3月に説明されたときに、相談員的な人たちもというようなことを聞いたような記憶があるんですけども、きちっと相談員を配置をしながら、そういう問題に直面したときに相談員の方に担ってもらっているような方法がいいかなというふうに私は思うんですけれども、そういうような形で置けば、常に行政が出て格式張って話を進めるんじゃないかと、何ていうんですか、進め方にもいろいろあるかなと思いますので、そういうような配慮をしていただけるかどうかお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

計画上は相談員を配置して云々ということは書かれてはいないようではありますが、議員からの御提案もありましたとおり、自治会さんとか、やはり相談員っていてもなかなか難しい状況あるのかなと思いますけれども、やはりその住まれている自治会さんのお力添えっていうのは結構大きい部分があるかなと思います。全く知らない人よか、顔見知りの方のほうが、いろんな意味で話がうまくいく可能性もあると思いますので、まずは先ほど申し上げましたとおり、その協議会の中で判定基準等々明確にし、自治会さんとも協議をしながら進めさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）さきの台風で風速50メートルとか60メートルとかっていう、想像がつかないような風が吹くっていうのがあります。先ほどから言っているように、危険家屋については、本当に強風が吹くと飛んでいくような状況にもあります。そういうところをしっかりと見張って、町民の安全な暮らしができるような配慮をひとつお願いをしたいということをお願いしまして、質問終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて、森浩議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

議員の皆さんと町長、副町長は第3会議室にお集まり願います。
なお、本会議は11時より再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎議案第31号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第31号、小清水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木生活課長。

○町民生活課長（畔木雅之君）ただいま上程されました議案第31号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は10ページからになります。

本改正条例につきましては、平成31年4月17日公布されました住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の制定に従いまして、これら政令の施行後に対応する印鑑の登録及び証明に関する条例の改正が必要になるものでございます。

説明に当たりまして、別途配付しております新旧対照表をごらん願います。

改正の内容につきましては、新旧対照表の右の欄に記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言、字句の修正及び軽微な改正については、説明を省略させていただきます。

では、主な改正の内容でございます。

この改正は女性活躍推進の観点から、氏に変更があった者の旧氏の住民票への記載に関し、住民基本台帳法施行令等が改正され、準拠する印鑑登録証明事務、印鑑登録証明事務処理要領が改正されますことから、この要領に準じ所要の改正を行うものでございます。

まず、第2条では、第2項として国要領に規定される印鑑登録できないものを追加明記し、第4条では、住民基本台帳法施行令の改正により、婚姻、離婚、縁組、離縁など戸籍法に基づく諸届け出により氏に変更が生じた場合、過去に称じていたいずれかの一の氏を住民票や個人番号カードに記載することが可能となることから、印鑑登録及び証明についても登録できる印鑑に住民基本台帳に記載されている旧氏を加えることができる規定とするものでございます。

最後に、施行日につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日と同日の令和元年11月5日としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第31号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 及び 議案第33号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第32号及び日程第11、議案第33号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

組野子育て支援課長。

○子育て支援課長（組野麻記君）ただいま上程されました議案第32号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第33号、小清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について一括して御説明申し上げます。

改正条例案の内容につきましては、幼児教育と保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が成立し、この条例の準則としております内閣府令の一部改正が行われたことに伴う改正及び保育施設の利用者負担額、いわゆる保育料が無料となることに伴う改正であります。

議案の説明の前に、子ども・子育て支援新制度の概要等について簡単に御説明いたします。別途お配りしております幼児教育・保育の無償化についての資料をごらんください。

まずは、新制度の概要ですが、急速な少子化の進行並びに幼児教育の重要性や子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園・保育所等を利用する3歳から5歳児の全ての子供たちの保育料と、あわせて町民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児の子供たちの保育料を無償化するものです。

改正前の支援法において、子供たちの教育・保育給付を、対象外でありました私学助成幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等を給付制度の対象とするために、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されて、一部を除き保育の必要性が認定された児童について無償化されることとなります。

少し詳しく御説明いたしますと、現行法における子どものための教育・保育給付とは、認定こども園、保育所、施設型給付幼稚園などが対象となり、本町においては町立保育所、へき地保育所がこれに該当します。

新設された子育てのための施設等利用給付とは、私学助成幼稚園、認可外保育施設などが対象となり、本町においては小清水幼稚園、小清水赤十字病院内保育所がこれに該当します。

無償化の対象者範囲、施設ごとの具体的な内容については説明を省略させていただきますので、資料で御確認ください。

なお、3歳から5歳児、ゼロ歳から2歳児の年齢についての具体的な説明についても資料に記載しておりますので、御確認ください。

次に給食費についてですが、これまでも保育料の一部として保護者が負担しておりましたので3歳から5歳児の保育料は無償化されますが、食材料費の実費相当分は、これまで同様保護者が負担することとされました。

国の規定では給食費は無償化の対象外ですが、本町においては少子化対策の一環として小中学校、幼稚園、へき地保育所の給食費を既に完全無償化していることから、これに準じ、3歳から5歳児の給食費について無償とする改正条例案としております。

なお、ゼロ歳から2歳児の給食費は保育料に含まれていることに変更はないことや、無償化が町民税非課税世帯に限定されることから、国の規定どおり、現行の取り扱いを継続することとします。

資料の3ページ目は無償化に係る国と地方の費用区分を参考までに表にしたものでございますが、説明については省略させていただきます。

それでは、それぞれの条例案について御説明いたします。議案書では12ページからになります。あわせて別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

初めに、議案第32号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定ですが、条例案は冒頭でも触れましたとおり、子ども・子育て支援法の一部が改正され、子どものための教育・保育給付に加えて、子育てのための施設等利用給付が新たに創設され、内閣府令の一部改正が行われたことに伴う改正であります。

現行法における子どものための教育・保育給付については、市町村の認可等を前提として教育・保育を

行うこととなりますので、これに伴って事業の運営あるいは施設の設備に関してそれぞれの基準を条例において定める必要がありますが、新設された子育てのための施設等利用給付については内閣府令による規定が直接基準として適用されることから、町の条例において定める必要がないため、改正内容は支援法改正における表現の変更が主となっております。

なお、本町におきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりの改正とするものでありますが、第13条第4項第3号の特定教育・保育施設における食事の提供に要した費用を保護者から受けることができる規定については、本町においては平成27年度から実施しております給食費の無償化事業とあわせて全ての3歳以上児童を対象に無料とすべく、その規定を削除しております。

続きまして、議案書22ページの議案第33号、小清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

これまでの保育料の水準は変更せず、3歳以上児クラスは階層に関係なく一律無料とし、3歳未満児クラスは市町村民税非課税世帯を新たに無料とするものです。あわせて年齢及び保育料の算定期を明確化し、同一世帯からの同時入所の場合の保育料の算定方法について表現を改めるものです。

また、それぞれの条例の附則におきましては、施行期日を子ども・子育て支援法及び内閣府令の施行となります令和元年10月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第32号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第34号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第34号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は24ページになります。あわせて別途お配りしております新旧対照表をごらん願います。

本条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が本年6月公布、8月1日より施行されたことに伴い、これに準じ所要の改正を行うものであります。

改正条例の内容につきましては、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況に鑑み、償還に係る運用を改善するものであります。これまで政令に定められていた償還金の償還猶予の規定が改正

法の条文に明記されたことと、また支払い猶予、償還免除、これをするか否かを判断するため、収入や資産状況の報告等を求めることができる規定が改正法に定められたことから、第12条第3項の規定を改正するものでございます。

第14条の規定の追加は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給決定の迅速化の観点から、条例の定めるところにより、支給に関する事項を調査審議する審査会を市町村ごとに置くよう努めることとする改正法により、本町に審査会を置く規定を追加するものであります。

最後に附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号 及び 議案第36号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第35号及び日程第14、議案第36号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま一括上程されました議案第35号及び議案第36号小清水町各会計補正予算について。初めに、議案第35号令和元年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,785万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億6,540万1千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の追加ですが、網走厚生病院脳神経外科経営安定化支援事業負担金としまして、斜網地域1市4町の要請による、網走厚生病院脳神経外科の開設・運営に当たり、収支損失が発生した場合、1市4町で負担することとし、令和2年度から11年度までの10年間、本町が負担すべき額を限度額として、債務負担行為の追加をするものでございます。

次のページになります。

第3表地方債補正は、1の追加で多目的研修集会施設外壁修繕事業に係る災害対策施設整備事業債、及び網走厚生病院の脳神経外科開設に係る必要機器、備品等の整備費用負担に伴う網走厚生病院脳神経外科開設支援事業債の限度額をそれぞれ追加。

2、変更においては、高校教員住宅購入事業債は、事業費確定に伴いまして、道営農道整備事業債は、執行事業費の増額によりまして、臨時財政対策債は、発行可能額の決定に伴いまして、それぞれ限度額を変更するものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調と合わせてごらん願います。

初めに、2款総務費ですが、1項1目一般管理費は補正額はありますが、自治体中間サーバ・プラットフォーム負担金に係る特定財源として、社会保障・税番号制度システム整備費国保補助金の交付の決定を受け、財源の変更となるものでございます。

4目財産管理費は、17節公有財産購入費で、小清水高等学校公宅購入費において、購入金額確定により348万3千円減額、25節積立金は、1件の指定寄附に係る公共施設整備基金積立金3万円追加。

6目企画広報費8節報償費は、令和2年度から令和5年度までの5カ年を期間とする第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向け、地域コミュニティの再生と町民全ての年齢層の健康を通じた、生きがい創造をテーマとした施策の展開に向け、町民ニーズ等の把握の実態経費として一般報償費、495万円追加。

14節使用料及び賃借料は、本年度のふるさと納税額が当初見込みを下回っていることから、納税額の拡大を図るため、受け付け窓口となる寄附サイトを現在の1カ所から4カ所へとふやす費用として、ふるさと納税システム使用料100万円追加。

19節負担金補助及び交付金は、北海道及び沿線自治体によるJR北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援の枠組み決定を受け、本町分の鉄道利用促進環境整備事業負担金として、110万円追加。

総務管理費合わせまして359万7千円追加計上を行うものです。

次に、3款民生費1項8目介護保険対策費は、19節負担金補助及び交付金において、特別養護老人ホーム愛寿園経営安定化支援交付金として、平成30年度収支損失相当額1,050万3千円を追加計上するものでございます。

次のページになります。

2項児童福祉費3目子育て支援費ですが、19節負担金補助及び交付金は、10月からの幼児教育・保育の無償化の実施によりまして、本町で対象となる私学幼稚園、幼稚園での預かり保育、小清水赤十字病院内保育所の運営において、利用者負担にかわり交付いたします教育・保育施設等利用給付費負担金293万4千円追加。

23節償還金利子及び割引料は、平成30年度分の事業実績確定に伴い、国・道それぞれの負担割合に基づく交付金の精算分として、へき地保育所運営事業に係る子供のための教育・保育給付費負担金439万1千円、児童クラブに係る子ども・子育て支援交付金2万4千円、合わせまして国・道支出返還金441万5千円追加。

4目保育所費は補正額はありますが、このたびの幼児教育・保育の無償化に伴い国・道から交付されます各種補助金・助成金を町立保育所及びへき地保育所の無償化により軽減されます、保育所料等にかわる特定財源として組み入れ、財源内訳の変更を行っておりますので、内容につきましては主要施策調で御確認願います。

5目へき地保育所費7節賃金は、個別支援が必要な児童の入所に対応いたしまして、支援に当たる臨時保育士の加配に係る賃金として175万円追加とともに、保育所費同様、財源内訳の変更を行っております。

児童福祉費合わせまして909万9千円追加計上するものでございます。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、19節負担金補助及び交付金において網走厚生病院脳神経外科開設に対し、医療機器等の整備に係る支援事業負担金として924万円追加。

5目環境衛生費11節需用費は、一般廃棄物最終処分場組み立てにおいて遮水保護シートに一部損傷が生じたことから、復旧に係る建物修善費80万9千円追加。

6目墓地・葬祭場費11節需用費は、合同の骨塚を利用された方のお名前を掲示する芳名碑用石板を町で一括購入しておりますが、年度内に不足が見込まれることから、石板購入に係る消耗品費23万1千円追加。

保健衛生費合わせまして1,028万円追加計上を行うものです。

次のページになります。

7款商工費1項3目観光振興費は、新年度におきまして地域おこし協力隊の増員を予定しておりますことから、9節旅費で採用・面接等に係る普通旅費8万2千円を追加。

13節委託料で、募集から採用選考に至るまでのサポート業務といたしまして、委託料173万8千円追加。

合わせて、182万円追加計上をするものです。

次に、8款土木費2項2目道路新設改良維持費19節負担金補助及び交付金は、萱野地区及び小清水第4地区道営事業の事業費増に伴う、道営農道整備事業費負担金110万円追加。

3目源泉管理費11節需用費は、各源泉施設において年度内施行に不足が見込まれる建物修繕料70万円追加。

15節工事請負費は、源泉施設及び温泉利用施設等長寿命化計画に基づく、源泉ポンプ場上屋改修工事及び源泉施設整備改修工事費といたしまして、998万6千円追加。

道路橋梁費合わせまして、1,178万6千円追加計上するものです。

次のページになります。

9款消費費1項1目消防組合費は、19節負担金補助及び交付金で、小清水分庁舎冷暖房用室外機の故障により、修繕費分として斜里地区消防組合負担金77万円追加計上するものです。

次に、10款教育費5項3目社会教育施設費は補正額はありませんが、当初、多目的研修集会施設外壁修繕事業において、公共施設整備基金からの繰り入れを財源としていましたが、指定避難所としての機能向上に資する事業として採択を受け、地方債の同意が見込まれることから、財源内訳の変更となります。

次に、歳入予算ですが、9ページにお戻りください。

8款地方特例交付金2項1目子供・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育の無償化に伴います財源措置といたしまして、所得階層別の児童数等の指標を国の基準により積算し、2,120万1千円を追加計上するものです。

次に、11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金は、10月から無償となります町立保育所負担金を324万6千円減額。

同じく12款使用料及び手数料1項2目民生費使用料金は、へき地保育所使用料174万6千円減額計上するものであります。

次のページになります。

13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、無償化事業に伴いますへき地保育所運営事業費に係る国庫負担分として、子供のための教育・保育給付費負担金210万1千円追加計上するものです。

2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助事業で自治体中間サーバ・プラットフォーム負担金に係る補助として、社会保障税番号システム整備費補助金161万6千円追加。

2目民生費国庫補助金は、私立幼稚園、小清水赤十字病院院内保育所における利用者負担にかわる財源措置の国庫負担分としまして、子育てのための施設等利用給付費交付金146万7千円追加。

国庫補助金合わせまして、308万3千円追加計上するものです。

次に、14款道支出金1項1目民生費道負担金は、無償化事業に伴いますへき地保育所運営事業費に係る当負担分として、子供のための教育・保育給付費負担金105万円追加計上するものです。

次のページになります。

2項1目民生費道補助金は、無償化事業により私立幼稚園、小清水赤十字病院院内保育所における、利用者負担にかわる財源措置の道負担分としまして、子育てのための施設等利用給付費交付金73万3千円追加。

第2子以降の児童の保育料軽減を図るための多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金として、245万7千円追加。

道補助金合わせまして、319万円追加計上するものです。

16款1項1目寄付金は、1件の指定寄附金として総務費寄附金3万円追加。

ふるさと納税システム使用料の、財源として、ふるさと納税寄附金を歳出同額の100万円追加。

寄附金合わせまして、103万円追加計上するものです。

17款1項5目公共施設整備基金繰入金は、歳出で説明しましたとおり、多目的研修集会施設外壁修繕事業に係る財源変更によりまして、公共施設整備基金繰入金5,594万4千円減額計上するものです。

次のページになります。

18款繰越金は、財源調整分といたしまして前年度繰越金981万9千円追加計上。

20款町債は、第3表地方債補正で説明いたしましたとおり、総務費で390万円減額計上、土木債で110万円追加、教育債で5,590万円追加、臨時財政対策債で501万7千円追加、衛生債で920万円追加、町債合わせまして6,731万7千円追加計上するものでございます。

以上で説明終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に、斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）続きまして、議案第36号、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書19ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ保険事業勘定において634万2千円を追加し、予算総額を5億6,829万円とするものでございます。

補正予算書26ページをお開き願います。

初めに、歳出予算の補正ですが、6款1項償還金でございますが、平成30年度給付費等の確定に伴い、国・道支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の精算分として、保険給付及び地域支援事業に係る国・道支出金の返還金634万2千円を追加計上するものでございます。

24ページにお戻り願います。

歳入予算でございますが、償還金の財源といたしまして7款1項繰越金で、保険給付費分612万1千円、地域支援事業費分22万1千円、合わせまして634万2千円を追加計上するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第35号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第35号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

次に議案第36号、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第36号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第37号、倉栄第1橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第37号、倉栄第1橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結について説明申し上げます。

議案27ページと資料の入札及び契約状況表をあわせてごらん願います。

本件の入札につきまして、令和元年9月3日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が7,800万円、消費税込み金額8,580万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第37号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、原案のとおり可決されました。

◎同意第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第3号、教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現在の委員である「更科 明美」氏は、平成19年10月に就任されて以来、3期12年間本町教育行政の円滑なる運営に御尽力をいただいておりますが、9月30日の任期満了をもって退任されますことから、次期の教育委員会委員を選任する必要があるものでございます。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する方とされておりまして、これを勘案した結果、新たな委員として、小清水町元町1丁目44番6号、「千葉 めぐみ」氏の任命いたしたく、本案を御提案申し上げる次第でございます。

「千葉 めぐみ」氏の経歴につきましては、別途お配りしております履歴書のとおりでございまして、人格、識見とも教育委員として適任と存じますので、任命についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第3号、本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、同意第3号、原案のとおり同意と決定されました。

◎認定第1号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、認定第1号、平成30年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) ただいま上程されました認定第1号、平成30年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきましては、別紙監査委員の決算意見書を添えて上程いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料としまして別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

○議長(坂田秀昭君) 重成代表監査委員から、決算審査の意見についての説明を求めます。

○代表監査委員(重成一男君) 決算審査を行いましたので、その結果について御説明申し上げたいと存じます。

平成30年度の小清水町各会計決算審査意見書につきましては、9月10日付で小清水町長宛て文書をもって提出したところでありますが、かいつまんで概要の説明を申し上げます。

審査につきましては、8月7日から9日までの3日間にわたり、鬼塚監査委員と実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収費に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書、関係帳簿などの数値の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

審査結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況とともに、計数に誤りはなく、適正に表示されており、法令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがって、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納とあわせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用内容と保管状況について適正に執行されたものと認めたとところでございます。

次に、各会計について若干申し上げたいと思いますが、収支差し引き額と意見書の数値が整合しないものについては、それぞれ千円単位、単数調整によって生じたものでございます。

それでは、決算意見書にそってご説明申し上げます。

まず、意見書3ページの一般会計でございますが、歳入総額は62億4,897万4千円で、前年度と比較して4.3%の減、歳出総額は58億9,848万7千円で前年度と比較して3.5%の減と、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

次、4ページの歳入の減少となったものとしては、ふるさと納税制度の見直しにより、寄附金が前年度より7億1,511万5千円と大幅に減少したことが、主な要因となっております。

町税につきましては、歳入決算額が6億1,825万1千円で、前年度と比較しますと、固定資産税で732万3千円の増、軽自動車税で14万3千円の増、入湯税で4万5千円の増となりましたが、町税・町民税が1,079万7千円の減、たばこ税が96万1千円の減となったため、町税全体では424万7千円の減となっております。

収入率は98.7%で、前年度の98.89%と比較して0.19%減少しております。

5ページ、税外収入の収入率については97.08%で、前年度と比べますと0.19%減少しております。内訳は、公営住宅使用料が93.08%、特定公共賃貸住宅使用料が97.6%で、それ以外の保育所負担金や財政貸付収入の教職員住宅貸付料については100%の収入率となっております。

次、6ページ中段の基金の状況でございますが、一般会計の年度末現在高は36億8,202万円で、前年度に比べ、1,617万4千円、0.4%の増となっております。また、次の表、地方債の状況につき

ましては、年度末における残高は72億8,442万1千円で、前年度と比べますと6億8,067万8千円の減となっております。

これは、小中学校や愛寿苑などの大型事業の起債償還によるものです。

次に、7ページの債務負担の状況につきましては、前年度末残が23億3,884万2千円で前年度と比べますと4億7,271万8千円の増となっております。

地方債残高と債務負担行為額を合計すると96億2,326万3千円となり、前年度より2億796万円減少しております。

次の、8ページ中段の主要財政指数等でございますが、財政力指数は0.213で、前年度と比べ0.007ポイント上回っており、経常収支比率につきましては85.9%で前年度と同じ数値になっております。

公債費負担比率につきましては23.6%で、前年度に比べ0.7%の上昇、起債制限比率につきましては10.2%で、前年度に比べ1.2%上昇しております。

経常収支比率につきましては、目安となる80%を平成28年度から超えている状況が続いておりますので、引き続き指標の推移に留意し、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

予算執行率及び事務手続等については、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、9ページ、国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額は10億916万1千円で、前年度に比較して6.9%の減、歳出総額は9億6,121万3千円で、前年度と比較して3.6%の減と、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

次、10ページ歳入の保険料のみ決算額は、2億6,702万9千円で収入率は、99%、未収額は265万2千円となっております。

歳出については11ページになりますが、平成30年4月から開始された国民健康保険制度の都道府県化により、予算科目も大きく変わったため、単純に前年度比較することはできませんが、総務費で1,636万5千円の増、保険給付費で62万9千円の減となっております。

歳出全体では前年度を3,618万7千円下回り、歳出決算は予算現額の9億7,473万7千円に対し、支出済み額9億6,121万3千円、予算現額に対する支出割合は98.6%で、適正に執行されております。

会計は、総体的に適正に執行されておりますが、財政調整基金に余裕がないことから、健全な会計運営を目指し努力されることを望んでおります。

次、12ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額は9,252万円で、前年度に比較して5.5%の増、歳出総額は9,160万2千円で、前年度と比較して5.3%の増と、歳入歳出ともに前年度を上回っております。

13ページ、歳入の保険料のみ決算額は6,473万6千円で、収入率は100%となっております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、14ページの介護特別会計でございますが、保険事業勘定での歳入総額は5億5,278万円で、前年度に比較して3.4%の増、歳出総額は5億1,468万2千円で、前年度に比較して2.8%の増と、歳入歳出とともに前年度を上回っております。

サービス事業勘定の決算額は、歳入歳出ともに2,156万5千円で、前年度に比較して8.5%の増となっております。

次、16ページ、歳入の介護保険料の決算額は1億711万8千円で、収入率は99.89%、未収額は3万7千円となっております。

サービス収入の決算額は639万8千円で、収入率は100%となっております。

次、18ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額は1億8,597万3千円で、前年度に比較して36.3%の減、歳出総額は1億6,641万9千円で、前年度と比較して38.8%の減と、歳入歳出ともに小清水地区配水池整備事業が終了したことにより、それぞれ大幅に前年度を下回っております。

19ページ、歳入の水道使用料の決算額は7,624万8千円で、収入率は96.53%、未収額は105万8千円で不納欠損処理により、前年度と比較して158万9千円、60%減少しております。

引き続き、水道使用料を初めとする財源の確保と会計の健全運営に努めていただきたいと思います。

次、20ページの農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入総額は2億6,139万9千円で、前年度と比較して29.3%の減、歳出総額は2億4,664万円で、前年度と比較して31.1%の減と、歳入歳出ともに排水処理場整備更新事業の減により、前年度を下回っております。

21ページ、歳入の農業集落排水使用料の決算額は5,230万5千円で、収入率は95.18%、未収額は96万8千円で、不納欠損処理により、前年度と比較して157万6千円、61.9%減少しております。

今後も、簡易水道事業と連携しながら財政運営の健全化に努めていただきたいと思います。

以上が、30年度の各会計における決算審査の概要でございます。最後のページに記載のとおり、一般会計及び特別会計ともに適正に執行されているものと認めたとところでございます。

一般会計と特別会計の決算総額は、歳入が83億7,237万2千円で、歳出が79億68万8千円で、前年度と比較すると、歳入で5億4,236万3千円、6.1%の減、歳出で4億4,920万5千円、5.4%の減となり、翌年度繰越額の2,061万7千円を差し引いた実質収支額は、4億5,106万7千円の黒字となったところでございます。

一般会計の、歳入における町税につきましては、前年度より424万7千円減収となり、税外収入も30万5千円の減、特別会計の国民健康保険料と介護保険料及び上下水道使用料の合計も305万6千円の減収となっております。

収入率は、町税は98.7%で、税外収入は97.08%、特別会計の保険料と使用料は98.59%となっております。

引き続き、自主財源の確保と負担の公平の観点からも、債務管理条例に準じた、積極的な徴収の強化に取り組んでいただきたいと思います。

一般会計における財政構造を示す指標は、経常収支比率が前年度と同じ、85.9%、指標の目安とされている80%を上回っており、公債費負担比率は22.9%から23.6%に上昇しております。

また、具体的な数値の記載はございませんが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率につきましては、実質公債費負担比率が10.6%から11.9%に上昇しておりますが、これは、地方債のところで申し上げましたとおり、小中学校及び愛寿苑などの大型事業の起債償還によるもので、ここ数年はこの状況が続きますが、そのまま下がることが見込まれています。

それ以外の、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、それぞれ赤字額が生じていないため、該当なしとなっておりますし、将来負担比率についても、0以下で数値が発生しておりませんので、総体的には健全な財政運営がなされているものと判断したところでございます。

以上が、当年度における決算の概要でございますが、本町の財政は今後においても人口減少による、町税や地方交付税の減少のほか、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加、さらには高校跡地の整備や複合庁舎などの建設が見込まれ、一段と厳しさを増すものと思慮するところでございます。

将来世代に過度な負担を残さないためにも、長期的な視点に立って、常に経済性、効率性、有効性を念頭に置き、財政収支の均衡及び健全性の維持に努められることを切に願い、決算審査の意見とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を、議会運営基準に基づき、議長から指名することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に高橋隆文議員、副委員長に工藤孝一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

決算審査特別審査特別が終了するまで休会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、散会といたします。本日は、御苦勞さまでございました。

（午前11時55分）